

令和4年第2回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和4年2月21日 午後1時30分から
- 2 場所 会津若松市役所北会津支所ピカリンホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主任主事	相澤 俊輔				

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和4年第2回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。 また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いします。 本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 それでは只今より会議を開きます。 まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員4番・渡部一夫委員、農業委員5番・折笠康裕委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。 始めに、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員3番) 長尾 好章 委員</p>	<p>議案第6号1番について、農業委員3番長尾より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 1番の案件については、対象農地が市街化区域であることから、農業経営基盤強化法での利用権の設定ではなく、農地法3条での農業を営む法人への農地の賃借権の設定を許可しようとするものです。 調査月日は、2月16日午前9時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員5番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第6号2番について、推進委員5番佐藤より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 2番の案件についても1番と同様に、対象農地が市街化区域であることから、農業経営基盤強化法での利用権の設定ではなく、農地法3条での農業を営む法人への農地の賃借権の設定を許可しようとするものです。 調査月日は、2月13日午前9時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>川南地区担当委員より3番について説明願います。</p>

<p>(農業委員 2 番) 多田 善信 委員</p>	<p>議案第 6 号 3 番について、農業委員 2 番多田より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 3 番の案件につきましては、農業次世代人材投資資金を受給している新規就農者に対する親族間での所有権の移転であり、現在使用する農地を含めた権利の移動を許可しようとするものです。 調査月日は、2 月 1 5 日午後 2 時より、地区担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>八田地区担当委員より 4 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 6 番) 菅井 洋一 委員</p>	<p>議案第 6 号 4 番について、推進委員 6 番菅井より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p>
<p>会 長</p>	<p>この案件については、離農により親族間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、2 月 1 2 日午前 9 時より、地区担当委員 2 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について ご質問ございませんか。 (なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 6 号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>農業委員 1 4 番弓田より、議案第 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請についての 1 番について、報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、通路及び雪捨場 を整備するものであります。 農地区分については、第 1 種農地の内、既存施設拡張事業に該当し、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、2 月 1 6 日午前 9 時 2 0 分から、農地部会より 吉田部会長、大竹副部会長、小檜山部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>

会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第7号農地法第4条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第7号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
(推進委員12番) 鈴木 純一 委員	<p>推進委員12番鈴木より、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請についての1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 これは、農地法第5条第1項の規定に基づき、店舗兼休憩所を整備するため、所有権の移転 並びに 賃借権の設定をするものです。 この案件につきましては、先月の総会にて農地法第5条の規定による許可申請として議決を得ており、既に許可書が交付されておりますが、交付後に申請者より許可内容の変更申し出があり、今回、再度申請するものです。 変更内容としましては、権利の設定が全筆利用権設定だったものを、うち1筆が所有権移転へと変更しております。 なお、当該申請に係る現地調査については、実施事業計画自体に変更が無いことから、先月の調査結果をもってこれに代えさせていただくものです。 農地区分については、第1種農地の内、流通業務事業と見られることから、転用許可可能なものであります。 また、本件について、農振法は除外手続き済み・都市計画法は許可済み、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
会 長	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p>
(農業委員9番) 小檜山祐一 委員	<p>本件も含めコンビニエンスによる転用が増加傾向となっているが、参考までに施設間の距離、面積、廃業後の用途変更について制限があるのか伺いたい。</p>
会 長	<p>事務局</p>
事務局	<p>距離については同種の施設間で500m以上、面積は必要なものとして説明のつく面積、廃業後の用途変更については、改めて許可手続が必要となります。</p>

会 長	よろしいですか。
(農業委員 9 番) 小檜山祐一 委員	了解しました。
会 長	他にご質問ございませんか。
	(なし の声あり)
会 長	それではお諮りします。議案第 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 8 号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第 9 号農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。
	(※農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき退席)
	星 富士雄 委員 退席 吉田 武幸 委員 退席
	(※関係する議案により退席 農地利用最適化推進委員)
	島影 盛継 委員 退席 二瓶 正貴 委員 退席 棚木 信治 委員 退席
	まず、所有権移転について各地区担当委員の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より 1 番について説明願います。
(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員	農業委員 1 4 番弓田より議案第 9 号所有権移転の 1 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者へ所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 2 月 1 9 日午後 7 時より地区担当委員 2 名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会 長	館ノ内地区担当委員より 2 番について説明願います。
(推進委員 14 番) 星 俊典 委員	推進委員 1 4 番星より議案第 9 号所有権移転の 2 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者へ所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 月 2 2 日午前 1 0 時より地区担当委員 2 名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会 長	次に、利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。

<p>(推進委員 8 番) 佐藤 恒男 委員</p>	<p>南四合・町北地区担当委員より 1 から 4 番について説明願います。</p> <p>推進委員 8 番佐藤より議案第 9 号利用権設定の 1 番から 4 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 番から 2 番の案件については、農家間における利用権設定であり、3 番から 4 番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 16 日午前 10 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>旧市・一箕・東山地区担当委員より 5 から 13 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 10 番) 丸山 世子 委員</p>	<p>農業委員 10 番丸山より議案第 9 号利用権設定の 5 番から 13 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 13 日正午より地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>高野地区担当委員より 14 から 17 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>農業委員 14 番弓田より議案第 9 号利用権設定の 14 番から 17 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>なお、15 番につきましては、他地区も含んでおりますが、面積の多い高野地区より報告いたします。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 19 日午後 6 時 30 分より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>神指地区担当委員より 18 から 24 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 5 番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>推進委員 5 番佐藤より議案第 9 号利用権設定の 18 番から 24 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>19 番の案件については、家族間における利用権設定であり、20 番の案件については、青年等就農計画の認定を受けた新規就農者に対する利用権設定です。</p> <p>18 番及び 21 番から 24 番の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 13 日午後 1 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>門田地区担当委員より 25 から 32 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 18 番) 渡部 政美 委員</p>	<p>農業委員 18 番渡部より議案第 9 号利用権設定の 25 番から 32 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては農家間における利用権設定であります。</p> <p>また、32 番につきましては大戸地区の農地も含んでおりますが、面積が多い</p>

	<p>門田地区からご報告いたします。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月16日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>大戸地区担当委員より33から36番について説明願います。</p> <p>推進委員11番二瓶より議案第9号利用権設定の33番から36番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月13日午前10時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 18 番) 手代木久司 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より37から42番について説明願います。</p> <p>推進委員18番手代木より議案第9号利用権設定の37番から42番について、ご報告いたします。</p> <p>なお、37番の案件につきましては、館ノ内地区の農地も含んでおりますが、面積が多い荒井地区より報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>37番から38番、40番から42番の案件については、農家間における利用権設定であり、39番については農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 15 番) 高橋 一美 委員</p>	<p>川南地区担当委員より43から48番について説明願います。</p> <p>推進委員15番高橋より議案第9号利用権設定の43番から48番について、ご報告いたします。</p> <p>なお、48番の案件につきましては、館ノ内地区の農地も含んでおりますが、面積が多い川南地区より報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>43番から46番、48番の案件については、農家間における利用権設定であり、47番については農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 14 番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より49から54番について説明願います。</p> <p>推進委員14番星より議案第9号利用権設定の49番から54番について、ご報告いたします。</p> <p>なお、50番の案件につきましては、荒井地区の農地も含んでおりますが、面積が多い館ノ内地区より報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月15日午後3時30分より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

会 長	八田地区担当委員より 55 から 61 番について説明願います。
(農業委員 5 番) 折笠 康裕 委員	<p>農業委員 5 番折笠より議案第 9 号利用権設定の 55 番から 61 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>55 番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定であり、56 番から 59 番の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>また、60 番、61 番の案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 12 日午前 9 時 30 分より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	日橋地区担当委員より 62 から 66 番について説明願います。
(農業委員 11 番) 吉田 和明 委員	<p>農業委員 11 番吉田より議案第 9 号利用権設定の 62 番から 66 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>62 番、63 番、66 番の案件については、農家間における利用権設定であり、64 番、65 番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 19 日午前 10 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	堂島地区担当委員より 67 から 78 番について説明願います。
(農業委員 12 番) 渡邊 直也 委員	<p>農業委員 12 番渡邊より議案第 9 号利用権設定の 67 番から 78 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>67 番から 69 番、71 番から 75 番の案件については農家間における利用権設定であり、70 番の案件については農業を営む法人に対する利用権設定であり、76 番の案件については農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>また、77 番、78 番の案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 12 日午前 9 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。
(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員	60 番、61 番の案件について賃借料が 1,090 円となっているが、作物は何を予定しているのか。
会 長	事務局
事務局	麦を作付けすると聞いております。
会 長	よろしいですか。
(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員	了解しました。

会 長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第9号農用地利用集積計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第9号は原案のとおり決せられました。</p> <p>星 富士雄 委員 着席 吉田 武幸 委員 着席 島影 盛継 委員 着席 二瓶 正貴 委員 着席 棚木 信治 委員 着席</p> <p>次に報告に移ります。 報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、及び報告第4号農地法第4条第1項第8号の規定による届出についての報告をお願いいたします。 事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から9番について、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては相続等により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第4号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものです。 なお、都市計画法上の意見としまして、全ての事案に対し、隣接する土地との境界を明確にすること。施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。との意見が付されております。 報告は以上でございます。</p>
会 長	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>(午後2時15分 閉会を宣言する。)</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和4年2月22日

会津若松市農業委員会 会長

4番農業委員

5番農業委員